平成27年

# 自 由 民 主 党
# 収 支 報 告 書

自由民主党佐賀県支部連合会

(その1)

28.2.26

# 収　支　報　告　書

平成　27　年分
(平成　年　月　日開催分)

(ふりがな)
1　政治団体の名称

じゆうみんしゅとうさがけんしぶれんごうかい
自由民主党佐賀県支部連合会

2　主たる事務所の所在地

佐賀市水ヶ江一丁目8番17号

3　代表者の氏名

留守茂幸

4　会計責任者の氏名

山本茂雄

事務担当者の氏名

西村忠則

(電話)　0952-24-1286

高祖陽子

(電話)　0952-24-1286

(電話)

| 政治団体の区分 | |
|---|---|
| ☐ 政党 | ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 |
| ☑ 政党の支部 | ☐ その他の政治団体 |
| ☐ 政治資金団体 | ☐ その他の政治団体の支部 |

| 活動区域の区分 | |
|---|---|
| ☐ 2以上の都道府県の区域等 | ☑ 同一の都道府県の区域内 |

| 資金管理団体の指定の有無 | |
|---|---|
| ☐ 有 | |
| ☑ 無 | |
| 公職の種類 | |
| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | |

| 国会議員関係政治団体の区分 | |
|---|---|
| ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 | |
| ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 | |
| 公職の候補者の氏名 | |
| 公職の種類 | |

| 資金管理団体の指定の期間 | 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間 |
|---|---|
| 平成　年　月　日から | 平成　年　月　日から |
| 平成　年　月　日まで | 平成　年　月　日まで |

備考 1.　「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「☐」については、12月31日現在の状況により、いずれかに「✓」を記入すること。

2.　「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「公職の種類」、「資金管理団体の届出をした者の氏名」は、12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合にのみ記載すること。

3.　「資金管理団体の指定の期間」欄には、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合に、その期間を記載すること。なお、1月1日から12月31日まで通年で資金管理団体として指定されていた場合には記載を要しないこと。

4.　「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「☐」については、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ「✓」を記入すること。

5.　「国会議員関係政治団体の区分」の欄の中の「公職の候補者の氏名」、「公職の種類」は、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ記載すること。

6.　「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」欄には、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合に、その期間を記載すること。なお、1月1日から12月31日まで通年で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には記載を要しないこと。

(その2)

# 収 支 の 状 況

1 収支の総括表

| | 十億 | 百万 | 千 | 円 |
|---|---|---|---|---|
| 収入総額 …… | | 8 8 | 4 9 3 | 4 3 0 |
| (前年からの繰越額) …… | | 4 0 | 4 9 7 | 1 4 2 |
| (本年の収入額) …… | | 4 7 | 9 9 6 | 2 8 8 |
| 支出総額 …… | | 5 7 | 5 8 7 | 4 8 7 |
| 翌年への繰越額 …… | | 3 0 | 9 0 5 | 9 4 3 |

2 収入項目別金額の内訳

| (1) 個人の負担する党費又は会費 | 十億 | 百万 | 千 | 円 |
|---|---|---|---|---|
| 金額 …… | | 3 | 2 2 3 | 6 2 5 |
| 員数 …… | | | 7 | 2 7 7 |

(2) 寄附

| ア 寄附(イを除く。)の区分 | 金額 十億 | 百万 | 千 | 円 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| (ア) 個人からの寄附 | | 7 | 6 2 0 | 0 0 0 | |
| (うち特定寄附) | | | | 0 | |
| (イ) 法人その他の団体からの寄附 | | | | 0 | |
| (ウ) 政治団体からの寄附 | | | 4 | 0 0 0 | |
| 小計 (ア) + (イ) + (ウ) | | 7 | 6 2 4 | 0 0 0 | |
| 〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕 | | | | 0 | |
| イ 政党匿名寄附 | | | | 0 | |
| 合計 (ア + イ) | | 7 | 6 2 4 | 0 0 0 | |

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

| 事業の種類 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|
| 青年局交流会負担金 | 30,000 | H27.10.2　自由民主党佐賀県衆議院比例区第一支部 |
| 〃 | 30,000 | 〃　自由民主党佐賀県第一選挙区支部 |
| 〃 | 30,000 | 〃　自由民主党佐賀県第二選挙区支部 |
| 〃 | 30,000 | 〃　自由民主党佐賀県参議院選挙区第一支部 |
| 〃 | 30,000 | 〃　自由民主党佐賀県参議院選挙区第二支部 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| この頁の小計 | 150,000 | - |
| 合計 | 150,000 | / |

備考　1. 機関紙誌の発行その他の事業による収入については、その事業の種類及び当該事業の種類ごとの年間の収入金額を記載すること。

2. 「事業の種類」欄には、機関紙誌の発行事業にあっては、事業の種類を「甲機関紙」、「乙機関雑誌」というように細分した上で記載。その他の事業にあっては「○○○事業」というように記載すること。

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

| 交付金を供与した本部又は支部の名称 | 金　額 | 年月日 | 主たる事務所の所在地 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 自由民主党本部 | 5,000,000 | H27.1.5 | 東京都千代田区永田町一丁目11-23 | |
| 〃 | 81,100 | 1.7 | 〃 | |
| 〃 | 3,000,000 | 1.30 | 〃 | |
| 〃 | 1,359,000 | 1.30 | 〃 | |
| 〃 | 94,200 | 2.16 | 〃 | |
| 〃 | 433,000 | 2.27 | 〃 | |
| 〃 | 5,000,000 | 3.10 | 〃 | |
| 〃 | 97,600 | 3.17 | 〃 | |
| 〃 | 600,000 | 3.20 | 〃 | |
| 〃 | 377,440 | 3.24 | 〃 | |
| 〃 | 471,800 | 3.25 | 〃 | |
| 〃 | 606,000 | 3.31 | 〃 | |
| 〃 | 200,000 | 4.15 | 〃 | |
| 〃 | 519,000 | 4.30 | 〃 | |
| 〃 | 2,200,000 | 4.30 | 〃 | |
| この頁の小計 | 20,039,140 | / | | |
| 合　　計 | | | | |

備考　当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を該当欄に記載すること。

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

| 交付金を供与した本部又は支部の名称 | 金　額 | 年月日 | 主たる事務所の所在地 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 自由民主党本部 | 356,000 | H27.5.29 | 東京都千代田区永田町一丁目11-23 | |
| 〃 | 160,120 | 6. 5 | 〃 | |
| 〃 | 90,760 | 6.23 | 〃 | |
| 〃 | 383,000 | 6.30 | 〃 | |
| 〃 | 325,000 | 7.31 | 〃 | |
| 〃 | 2,200,000 | 7.31 | 〃 | |
| 〃 | 376,000 | 8.31 | 〃 | |
| 〃 | 372,000 | 9.30 | 〃 | |
| 〃 | 461,000 | 10.30 | 〃 | |
| 〃 | 2,200,000 | 10.30 | 〃 | |
| 〃 | 84,586 | 11.25 | 〃 | |
| 〃 | 348,000 | 11.30 | 〃 | |
| 〃 | 1,008,800 | 12. 3 | 〃 | |
| 〃 | 100,000 | 12.10 | 〃 | |
| 〃 | 2,200,000 | 12.24 | 〃 | |
| この頁の小計 | 10,665,266 | | | |
| 合　　計 | | | | |

備考　当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を該当欄に記載すること。

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

| 交付金を供与した本部又は支部の名称 | 金　額 | 年月日 | 主たる事務所の所在地 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 自由民主党本部 | 554,000 | H27.12.25 | 東京都千代田区永田町一丁目11-23 | |
| 自由民主党佐賀県衆議院支部 | 181,983 | H27.7.22 | 佐賀県唐津市東城内6-47 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| この頁の小計 | 735,983 | / | | |
| 合　計 | 31,440,389 | / | | |

備考　当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を該当欄に記載すること。

(その6)

(6) その他の収入

| 摘　　要 | 金　額 | 備　考 |
|---|---|---|
| 県議会政務調査事務負担金 | 250,000 | 2015/1/21　自由民主党佐賀県議会議員団 |
| 〃 | 250,000 | 2015/2/20　〃 |
| 事務委託費 | 2,000,000 | 2015/2/18　一般財団法人　自由民主会館 |
| 県議会政務調査事務負担金 | 250,000 | 2015/3/20　自由民主党佐賀県議会議員団 |
| 〃 | 250,000 | 2015/4/21　〃 |
| 〃 | 250,000 | 2015/5/21　〃 |
| 〃 | 250,000 | 2015/6/19　〃 |
| 〃 | 250,000 | 2015/7/21　〃 |
| 〃 | 250,000 | 2015/8/21　〃 |
| 〃 | 250,000 | 2015/9/18　〃 |
| 〃 | 250,000 | 2015/10/21　〃 |
| 〃 | 250,000 | 2015/11/20　〃 |
| 〃 | 250,000 | 2015/12/21　〃 |
| | | |
| | | |
| この頁の小計 | 5,000,000 | ／ |
| 1件10万円未満のもの | 558,274 | |
| 合　　計 | 5,558,274 | ／ |

備考　1. 1件当りの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、10万円以上のものについて、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載し、1件当りの金額が10万円未満のものについては一括してその合計金額を記載すること。

2. 「摘要」欄には、その基因となった事実を具体的に記載すること。

3. 「備考」欄には、年月日を記載すること。

(その7)

| (7) 寄附の内訳 | | | 寄附者の区分 | 個　人 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 寄附者の氏名（団体にあっては、その名称） | 金　額 | 年月日 | 住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 職業（団体にあっては、代表者の氏名） | 備　考 |
| 今村　雅弘 | 35,000 | H27.2.10 | 佐賀県佐賀市大和町大字川上2018-1 | 衆議院議員 | |
| 〃 | 35,000 | 〃 3.10 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 35,000 | 〃 4.10 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 35,000 | 〃 5.8 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 35,000 | 〃 6.10 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 35,000 | 〃 7.10 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 35,000 | 〃 8.10 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 35,000 | 〃 9.10 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 35,000 | 〃 10.9 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 35,000 | 〃 11.10 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 35,000 | 〃 12.10 | 〃 | 〃 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 385,000 | | | | |
| その他の寄附 | | | | | |
| 合　　計 | | | | | |

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「㊨　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

| (7) 寄附の内訳 | | | 寄附者の区分 | 個　人 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 寄附者の氏名（団体にあっては、その名称） | 金　額 | 年月日 | 住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 職業（団体にあっては、代表者の氏名） | 備　考 |
| 岩田　和親 | 35,000 | H27.2.10 | 佐賀県佐賀市中の小路7−1 | 衆議院議員 | |
| 〃 | 35,000 | 3.10 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 35,000 | 4.10 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 35,000 | 5.8 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 35,000 | 6.10 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 35,000 | 7.10 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 35,000 | 8.10 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 35,000 | 9.10 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 35,000 | 10.9 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 35,000 | 11.10 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 35,000 | 12.10 | 〃 | 〃 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 385,000 | / | | | |
| その他の寄附 | | | | | |
| 合　　計 | | | | | |

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「(特) 甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

| (7) 寄附の内訳 | | | 寄附者の区分 | 個　人 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 寄附者の氏名（団体にあっては、その名称） | 金　額 | 年月日 | 住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 職業（団体にあっては、代表者の氏名） | 備　考 |
| 古川　康 | 35,000 | H27.2.10 | 佐賀県唐津市南城内3-19 | 衆議院議員 | |
| 〃 | 35,000 | 3.10 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 35,000 | 4.10 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 35,000 | 5.8 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 35,000 | 6.10 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 35,000 | 7.10 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 35,000 | 8.10 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 35,000 | 9.10 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 35,000 | 10.9 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 35,000 | 11.10 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 35,000 | 12.10 | 〃 | 〃 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 385,000 | | | | |
| その他の寄附 | | | | | |
| 合　　計 | | | | | |

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「(特) 甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

| (7) 寄附の内訳 | | | 寄附者の区分 | 個　人 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 寄附者の氏名（団体にあっては、その名称） | 金　額 | 年月日 | 住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 職業（団体にあっては、代表者の氏名） | 備　考 |
| 福岡　資麿 | 35,000 | H27.1.9 | 佐賀県佐賀市鬼丸町10-48 | 参議院議員 | |
| 〃 | 35,000 | 2.10 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 35,000 | 3.10 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 35,000 | 4.10 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 35,000 | 5.8 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 35,000 | 6.10 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 35,000 | 7.10 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 35,000 | 8.10 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 35,000 | 9.10 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 35,000 | 10.9 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 35,000 | 11.10 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 35,000 | 12.10 | 〃 | 〃 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 420,000 | ／ | | | |
| その他の寄附 | | | | | |
| 合　　計 | | | | | |

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

| (7) 寄附の内訳 | | | 寄附者の区分 | 個　人 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 寄附者の氏名（団体にあっては、その名称） | 金　額 | 年月日 | 住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 職業（団体にあっては、代表者の氏名） | 備　考 |
| 山下　雄平 | 35,000 | H27.1.9 | 佐賀県唐津市呼子町呼子3817-5 | 参議院議員 | |
| 〃 | 35,000 | 2.10 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 35,000 | 3.10 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 35,000 | 4.10 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 35,000 | 5.8 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 35,000 | 6.10 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 35,000 | 7.10 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 35,000 | 8.10 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 35,000 | 9.10 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 35,000 | 10.9 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 35,000 | 11.10 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 35,000 | 12.10 | 〃 | 〃 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 420,000 | | | | |
| その他の寄附 | | | | | |
| 合　　計 | | | | | |

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「㊨　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

| (7) 寄附の内訳 | | | 寄附者の区分 | 個　人 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 寄附者の氏名（団体にあっては、その名称） | 金　額 | 年月日 | 住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 職業（団体にあっては、代表者の氏名） | 備　考 |
| 石丸　博 | 15,000 | H27.1.21 | 佐賀県武雄市橘町大字芦原4660番地 | 県議会議員 | |
| 〃 | 15,000 | 2.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 3.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 4.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 5.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 6.19 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 7.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 8.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 9.18 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 10.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 11.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 12.21 | 〃 | 〃 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 180,000 | | | | |
| その他の寄附 | | | | | |
| 合　　計 | | | | | |

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「(特) 甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

| (7) 寄附の内訳 | | | 寄附者の区分 | 個　人 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 寄附者の氏名（団体にあっては、その名称） | 金　額 | 年月日 | 住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 職業（団体にあっては、代表者の氏名） | 備　考 |
| 古賀　善行 | 20,000 | H27.1.21 | 佐賀県佐賀市久保田町大字久保田805-1 | 県議会議員 | |
| 〃 | 20,000 | 2.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 3.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 4.21 | 〃 | 〃 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 80,000 | / | | | |
| その他の寄附 | | | | | |
| 合　　計 | | | | | |

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「(特) 甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

| (7) 寄附の内訳 | | | 寄附者の区分 | 個　人 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 寄附者の氏名（団体にあっては、その名称） | 金　額 | 年月日 | 住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 職業（団体にあっては、代表者の氏名） | 備　考 |
| 石井　秀夫 | 15,000 | H27.1.21 | 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙2367番地8 | 県議会議員 | |
| 〃 | 15,000 | 2.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 3.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 4.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 5.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 6.19 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 7.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 8.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 9.18 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 10.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 11.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 12.21 | 〃 | 〃 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 215,000 | ノ | | | |
| その他の寄附 | | | | | |
| 合　　計 | | | | | |

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「(特) 甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

| (7) 寄附の内訳 | | | 寄附者の区分 | 個　人 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 寄附者の氏名（団体にあっては、その名称） | 金　額 | 年月日 | 住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 職業（団体にあっては、代表者の氏名） | 備　考 |
| 留守　茂幸 | 20,000 | H27.1.21 | 佐賀県佐賀市大和町東山田3780番地 | 県議会議員 | |
| 〃 | 20,000 | 2.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 3.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 4.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 5.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 6.19 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 7.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 8.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 9.18 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 10.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 11.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 12.21 | 〃 | 〃 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 240,000 | | | | |
| その他の寄附 | | | | | |
| 合　　計 | | | | | |

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「(特)　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

| (7) 寄附の内訳 | | | 寄附者の区分 | 個　人 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 寄附者の氏名（団体にあっては、その名称） | 金　額 | 年月日 | 住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 職業（団体にあっては、代表者の氏名） | 備　考 |
| 米倉　幸久 | 15,000 | H27.1.21 | 佐賀県唐津市相知町大野56番地 | 県議会議員 | |
| 〃 | 15,000 | 2.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 3.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 4.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 5.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 6.19 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 7.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 8.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 9.18 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 10.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 11.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 12.21 | 〃 | 〃 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 180,000 | ／ | | | |
| その他の寄附 | | | | | |
| 合　　計 | | | | | |

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「(特)　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

| (7) 寄附の内訳 | | | 寄附者の区分 | 個　人 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 寄附者の氏名（団体にあっては、その名称） | 金　額 | 年月日 | 住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 職業（団体にあっては、代表者の氏名） | 備　考 |
| 竹内　和教 | 15,000 | H27.1.21 | 佐賀県伊万里市松島町203番地1 | 県議会議員 | |
| 〃 | 15,000 | 2.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 3.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 4.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 5.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 6.19 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 7.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 8.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 9.18 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 10.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 11.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 12.21 | 〃 | 〃 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

| | |
|---|---|
| この頁の小計 | 215,000 |
| その他の寄附 | |
| 合　　計 | |

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「㊨　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

| (7) 寄附の内訳 | | | 寄附者の区分 | 個　人 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 寄附者の氏名（団体にあっては、その名称） | 金　額 | 年月日 | 住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 職業（団体にあっては、代表者の氏名） | 備　考 |
| 八谷　克幸 | 15,000 | H27.1.21 | 佐賀県神埼市神埼町永歌289番地 | 県議会議員 | |
| 〃 | 15,000 | 2.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 3.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 4.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 5.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 6.19 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 7.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 8.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 9.18 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 10.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 11.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 12.21 | 〃 | 〃 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 215,000 | | | | |
| その他の寄附 | | | | | |
| 合　　計 | | | | | |

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「(特)　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

| (7) 寄附の内訳 | | | 寄附者の区分 | 個　人 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 寄附者の氏名（団体にあっては、その名称） | 金　額 | 年月日 | 住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 職業（団体にあっては、代表者の氏名） | 備　考 |
| 大場　芳博 | 20,000 | H27.1.21 | 佐賀県唐津市半田2014番地 | 県議会議員 | |
| 〃 | 20,000 | 2.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 3.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 4.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 5.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 6.19 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 7.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 8.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 9.18 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 10.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 11.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 12.21 | 〃 | 〃 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 205,000 | | | | |
| その他の寄附 | | | | | |
| 合　　計 | | | | | |

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「㊨　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

| (7) 寄附の内訳 | | | 寄附者の区分 | 個　人 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 寄附者の氏名（団体にあっては、その名称） | 金　額 | 年月日 | 住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 職業（団体にあっては、代表者の氏名） | 備　考 |
| 石倉　秀郷 | 15,000 | H27.1.21 | 佐賀県杵島郡江北町大字山口4412番地3 | 県議会議員 | |
| 〃 | 15,000 | 2.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 3.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 4.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 5.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 6.19 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 7.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 8.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 9.18 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 10.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 11.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 12.21 | 〃 | 〃 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 180,000 | | | | |
| その他の寄附 | | | | | |
| 合　　計 | | | | | |

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「㊨　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

| (7) 寄附の内訳 | | | 寄附者の区分 | 個　人 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 寄附者の氏名（団体にあっては、その名称） | 金　額 | 年月日 | 住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 職業（団体にあっては、代表者の氏名） | 備　考 |
| 中倉　政義 | 20,000 | H27.1.21 | 佐賀県伊万里市東山代町長浜1151番地 | 県議会議員 | |
| 〃 | 20,000 | 2.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 3.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 4.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 5.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 6.19 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 7.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 8.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 9.18 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 10.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 11.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 12.21 | 〃 | 〃 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 205,000 | | | | |
| その他の寄附 | | | | | |
| 合　　計 | | | | | |

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「(特) 甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

| (7) 寄附の内訳 | | | 寄附者の区分 | 個　人 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 寄附者の氏名（団体にあっては、その名称） | 金　額 | 年月日 | 住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 職業（団体にあっては、代表者の氏名） | 備　考 |
| 桃崎　峰人 | 15,000 | H27.1.21 | 佐賀県唐津市浜玉町横田下518番地 | 県議会議員 | |
| 〃 | 15,000 | 2.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 3.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 4.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 5.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 6.19 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 7.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 8.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 9.18 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 10.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 11.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 12.21 | 〃 | 〃 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 180,000 | | | | |
| その他の寄附 | | | | | |
| 合　　計 | | | | | |

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「(特) 甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

| (7) 寄附の内訳 | | | 寄附者の区分 | 個　人 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 寄附者の氏名（団体にあっては、その名称） | 金　額 | 年月日 | 住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 職業（団体にあっては、代表者の氏名） | 備　考 |
| 土井　敏行 | 20,000 | H27.1.21 | 佐賀県鹿島市大字高津原4002番地 | 県議会議員 | |
| 〃 | 20,000 | 2.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 3.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 4.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 5.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 6.19 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 7.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 8.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 9.18 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 10.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 11.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 12.21 | 〃 | 〃 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 240,000 | | | | |
| その他の寄附 | | | | | |
| 合　　計 | | | | | |

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「㊨　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

| (7) 寄附の内訳 | | | 寄附者の区分 | 個　人 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 寄附者の氏名（団体にあっては、その名称） | 金　額 | 年月日 | 住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 職業（団体にあっては、代表者の氏名） | 備　考 |
| 木原　奉文 | 15,000 | H27.1.21 | 佐賀県佐賀市多布施四丁目19番16号 | 県議会議員 | |
| 〃 | 15,000 | 2.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 3.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 4.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 5.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 6.19 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 7.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 8.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 9.18 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 10.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 11.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 12.21 | 〃 | 〃 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 180,000 | | | | |
| その他の寄附 | | | | | |
| 合　　計 | | | | | |

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「(特) 甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

| (7) 寄附の内訳 | | | 寄附者の区分 | 個　人 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 寄附者の氏名（団体にあっては、その名称） | 金　額 | 年月日 | 住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 職業（団体にあっては、代表者の氏名） | 備　考 |
| 田崎　信幸 | 15,000 | H27.1.21 | 佐賀県唐津市肥前町切木甲1013番地14 | 県議会議員 | |
| 〃 | 15,000 | 2.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 3.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 4.21 | 〃 | 〃 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 60,000 | | | | |
| その他の寄附 | | | | | |
| 合　　計 | | | | | |

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「(特) 甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

| (7) 寄附の内訳 | | | 寄附者の区分 | 個　人 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 寄附者の氏名（団体にあっては、その名称） | 金　額 | 年月日 | 住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 職業（団体にあっては、代表者の氏名） | 備　考 |
| 岡口　重文 | 15,000 | H27.1.21 | 佐賀県伊万里市大川町大川野2844 | 県議会議員 | |
| 〃 | 15,000 | 2.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 3.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 4.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 5.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 6.19 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 7.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 8.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 9.18 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 10.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 11.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 12.21 | 〃 | 〃 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 215,000 | | | | |
| その他の寄附 | | | | | |
| 合　　計 | | | | | |

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「(特)　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

| (7) 寄附の内訳 | | | 寄附者の区分 | 個　人 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 寄附者の氏名（団体にあっては、その名称） | 金　額 | 年月日 | 住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 職業（団体にあっては、代表者の氏名） | 備　考 |
| 福島　光洋 | 20,000 | H27.1.21 | 佐賀県多久市西多久町大字板屋7602番地 | 県議会議員 | |
| 〃 | 20,000 | 2.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 3.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 4.21 | 〃 | 〃 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 80,000 | | | | |
| その他の寄附 | | | | | |
| 合　　計 | | | | | |

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「(特) 甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

| (7) 寄附の内訳 | | | 寄附者の区分 | 個　人 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 寄附者の氏名（団体にあっては、その名称） | 金　額 | 年月日 | 住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 職業（団体にあっては、代表者の氏名） | 備　考 |
| 原田　寿雄 | 15,000 | H27.1.21 | 佐賀県西松浦郡有田町戸杓445-1 | 県議会議員 | |
| 〃 | 15,000 | 2.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 3.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 4.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 5.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 6.19 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 7.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 8.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 9.18 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 10.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 11.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 12.21 | 〃 | 〃 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 215,000 | | | | |
| その他の寄附 | | | | | |
| 合　　計 | | | | | |

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「(特) 甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

| (7) 寄附の内訳 | | | 寄附者の区分 | 個　人 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 寄附者の氏名（団体にあっては、その名称） | 金　額 | 年月日 | 住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 職業（団体にあっては、代表者の氏名） | 備　考 |
| 定松　一生 | 15,000 | H27.1.21 | 佐賀県杵島郡白石町大字戸ヶ里2774番地 | 県議会議員 | |
| 〃 | 15,000 | 2.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 3.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 4.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 5.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 6.19 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 7.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 8.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 9.18 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 10.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 11.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 12.21 | 〃 | 〃 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 180,000 | | | | |
| その他の寄附 | | | | | |
| 合　　計 | | | | | |

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「(特) 甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

| (7) 寄附の内訳 | | | 寄附者の区分 | 個　人 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 寄附者の氏名（団体にあっては、その名称） | 金　額 | 年月日 | 住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 職業（団体にあっては、代表者の氏名） | 備　考 |
| 伊東　猛彦 | 15,000 | H27.1.21 | 佐賀県小城市三日月町長神田983番地 | 県議会議員 | |
| 〃 | 15,000 | 2.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 3.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 4.21 | 〃 | 〃 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 60,000 | | | | |
| その他の寄附 | | | | | |
| 合　　計 | | | | | |

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「㊨　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

| (7) 寄附の内訳 | | | 寄附者の区分 | 個　人 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 寄附者の氏名（団体にあっては、その名称） | 金　額 | 年月日 | 住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 職業（団体にあっては、代表者の氏名） | 備　考 |
| 指山　清範 | 20,000 | H27.1.21 | 佐賀県鳥栖市藤木町2103番地1サンヒルズマンション602号 | 県議会議員 | |
| 〃 | 20,000 | 2.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 3.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 4.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 5.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 6.19 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 7.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 8.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 9.18 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 10.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 11.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 12.21 | 〃 | 〃 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 205,000 | | | | |
| その他の寄附 | | | | | |
| 合　　計 | | | | | |

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「(特)　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

| (7) 寄附の内訳 | | | 寄附者の区分 | 個　人 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 寄附者の氏名（団体にあっては、その名称） | 金　額 | 年月日 | 住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 職業（団体にあっては、代表者の氏名） | 備　考 |
| 川﨑　常博 | 15,000 | H27.1.21 | 佐賀県佐賀市諸富町大字為重26番地1 | 県議会議員 | |
| 〃 | 15,000 | 2.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 3.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 4.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 5.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 6.19 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 7.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 8.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 9.18 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 10.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 11.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 12.21 | 〃 | 〃 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 180,000 | | | | |
| その他の寄附 | | | | | |
| 合　　計 | | | | | |

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「(特)　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

| (7) 寄附の内訳 | | | 寄附者の区分 | 個　人 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 寄附者の氏名（団体にあっては、その名称） | 金　額 | 年月日 | 住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 職業（団体にあっては、代表者の氏名） | 備　考 |
| 藤木卓一郎 | 15,000 | H27.1.21 | 佐賀県小城市三日月町樋口227番地 | 県議会議員 | |
| 〃 | 15,000 | 2.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 3.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 4.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 5.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 6.19 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 7.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 8.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 9.18 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 10.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 11.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 12.21 | 〃 | 〃 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 180,000 | / | | | |
| その他の寄附 | | | | | |
| 合　　計 | | | | | |

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

| (7) 寄附の内訳 | | | 寄附者の区分 | 個　人 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 寄附者の氏名（団体にあっては、その名称） | 金　額 | 年月日 | 住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 職業（団体にあっては、代表者の氏名） | 備　考 |
| 宮原　真一 | 15,000 | H27.1.21 | 佐賀県三養基郡みやき町江口332番地 | 県議会議員 | |
| 〃 | 15,000 | 2.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 3.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 4.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 5.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 6.19 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 7.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 8.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 9.18 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 10.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 11.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 12.21 | 〃 | 〃 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 215,000 | | | | |
| その他の寄附 | | | | | |
| 合　　計 | | | | | |

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

| (7) 寄附の内訳 | | | 寄附者の区分 | 個　人 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 寄附者の氏名（団体にあっては、その名称） | 金　額 | 年月日 | 住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 職業（団体にあっては、代表者の氏名） | 備　考 |
| 服巻　稔幸 | 15,000 | H27.1.21 | 佐賀県三養基郡基山町大字園部1771番地 | 県議会議員 | |
| 〃 | 15,000 | 2.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 3.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 4.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 5.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 6.19 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 7.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 8.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 9.18 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 10.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 11.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 12.21 | 〃 | 〃 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 180,000 | / | | | |
| その他の寄附 | | | | | |
| 合　　計 | | | | | |

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

| (7) 寄附の内訳 | | | 寄附者の区分 | 個　人 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 寄附者の氏名（団体にあっては、その名称） | 金　額 | 年月日 | 住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 職業（団体にあっては、代表者の氏名） | 備　考 |
| 坂口　祐樹 | 20,000 | H27.1.21 | 佐賀県藤津郡太良町多良3532-1 | 県議会議員 | |
| 〃 | 20,000 | 2.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 3.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 4.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 5.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 6.19 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 7.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 8.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 9.18 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 10.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 11.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 12.21 | 〃 | 〃 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 205,000 | / | | | |
| その他の寄附 | | | | | |
| 合　　計 | | | | | |

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

| (7) 寄附の内訳 | | | 寄附者の区分 | 個　人 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 寄附者の氏名（団体にあっては、その名称） | 金　額 | 年月日 | 住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 職業（団体にあっては、代表者の氏名） | 備　考 |
| 向門　慶人 | 15,000 | H27.1.21 | 佐賀県鳥栖市古賀町543-8 | 県議会議員 | |
| 〃 | 15,000 | 2.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 3.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 4.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 5.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 6.19 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 7.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 8.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 9.18 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 10.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 11.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 20,000 | 12.21 | 〃 | 〃 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

| | |
|---|---|
| この頁の小計 | 215,000 |
| その他の寄附 | |
| 合　　計 | |

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

| (7) 寄附の内訳 | | | 寄附者の区分 | 個　人 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 寄附者の氏名（団体にあっては、その名称） | 金　額 | 年月日 | 住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 職業（団体にあっては、代表者の氏名） | 備　考 |
| 古賀　陽三 | 15,000 | H27.1.21 | 佐賀県佐賀市新郷本町4番8号 | 県議会議員 | |
| 〃 | 15,000 | 2.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 3.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 4.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 5.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 6.19 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 7.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 8.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 9.18 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 10.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 11.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 12.21 | 〃 | 〃 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 180,000 | | | | |
| その他の寄附 | | | | | |
| 合　　計 | | | | | |

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

| (7) 寄附の内訳 | | | 寄附者の区分 | 個　人 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 寄附者の氏名（団体にあっては、その名称） | 金　額 | 年月日 | 住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 職業（団体にあっては、代表者の氏名） | 備　考 |
| 井上 常憲 | 15,000 | H27.5.21 | 佐賀県唐津市肥前町納所辛1186番地1 | 県議会議員 | |
| 〃 | 15,000 | 6.19 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 7.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 8.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 9.18 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 10.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 11.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 12.21 | 〃 | 〃 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 120,000 | | | | |
| その他の寄附 | | | | | |
| 合　　計 | | | | | |

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

| (7) 寄附の内訳 | | | 寄附者の区分 | 個　人 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 寄附者の氏名（団体にあっては、その名称） | 金　額 | 年月日 | 住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 職業（団体にあっては、代表者の氏名） | 備　考 |
| 池田　正恭 | 15,000 | H27.5.21 | 佐賀県小城市小城町松尾408番地2 | 県議会議員 | |
| 〃 | 15,000 | 6.19 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 7.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 8.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 9.18 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 10.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 11.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 12.21 | 〃 | 〃 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 120,000 | | | | |
| その他の寄附 | | | | | |
| 合　　計 | | | | | |

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「(特)　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

| (7) 寄附の内訳 | | | 寄附者の区分 | 個　人 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 寄附者の氏名（団体にあっては、その名称） | 金　額 | 年月日 | 住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 職業（団体にあっては、代表者の氏名） | 備　考 |
| 西久保　弘克 | 15,000 | H27.5.21 | 佐賀県鏡島町大字蛎久1076-3 | 県議会議員 | |
| 〃 | 15,000 | 6.19 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 7.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 8.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 9.18 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 10.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 11.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 12.21 | 〃 | 〃 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 120,000 | | | | |
| その他の寄附 | | | | | |
| 合　　計 | | | | | |

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「(特)　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

| (7) 寄附の内訳 | | | 寄附者の区分 | 個　人 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 寄附者の氏名（団体にあっては、その名称） | 金　額 | 年月日 | 住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 職業（団体にあっては、代表者の氏名） | 備　考 |
| 稲富　正敏 | 15,000 | H27.1.21 | 佐賀県武雄市武雄町大字富岡10504番地 | 県議会議員 | |
| 〃 | 15,000 | 2.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 3.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 4.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 5.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 6.19 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 7.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 8.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 9.18 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 10.21 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 11.20 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 15,000 | 12.21 | 〃 | 〃 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 180,000 | | | | |
| その他の寄附 | | | | | |
| 合　　計 | | | | | |

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「(特) 甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

| (7) 寄附の内訳 | | | 寄附者の区分 | 個　人 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 寄附者の氏名（団体にあっては、その名称） | 金　額 | 年月日 | 住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 職業（団体にあっては、代表者の氏名） | 備　考 |
| 田中　秀和 | 50,000 | H27.12.22 | 佐賀県唐津市原337-5 | 県連副会長 | |
| 松尾　文則 | 50,000 | H27.12.24 | 佐賀県西松浦郡有田町上野丙3430-1 | 県連副会長 | |
| 黒田　利人 | 50,000 | H27.12.24 | 佐賀県佐賀市緑小路3-5 | 県連総務会長 | |
| 岩永　愛子 | 35,000 | H27.12.19 | 佐賀県西松浦郡有田町立部乙2299-24 | 県連女性局長 | |
| 〃 | 15,000 | H27.12.24 | 〃 | 〃 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 200,000 | | | | |
| その他の寄附 | 0 | | | | |
| 合　計 | 7,620,000 | | | | |

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「(特) 甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

| (7) 寄附の内訳 | | | 寄附者の区分 | 政治団体 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 寄附者の氏名（団体にあっては、その名称） | 金　額 | 年月日 | 住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 職業（団体にあっては、代表者の氏名） | 備　考 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

| | |
|---|---|
| この頁の小計 | 0 |
| その他の寄附 | 4,000 |
| 合　計 | 4,000 |

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「(特) 甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

| 項目 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|
| 1 経常経費 | | |
| (1) 人件費 | 15,199,258 | |
| (2) 光熱水費 | 0 | |
| (3) 備品・消耗品費 | 1,576,848 | |
| (4) 事務所費 | 7,715,876 | |
| 小計 | 24,491,982 | 〃 |
| 2 政治活動費 | | |
| (1) 組織活動費 | 15,523,949 | 〃 |
| (2) 選挙関係費 | 1,126,397 | 〃 |
| (3) 機関紙誌の発行その他の事業費 | 1,531,159 | 〃 |
| ア 機関紙誌の発行事業費 | 0 | |
| イ 宣伝事業費 | 1,037,735 | 〃 |
| ウ 政治資金パーティー開催事業費 | 0 | |
| エ その他の事業費 | 493,424 | 〃 |
| (4) 調査研究費 | 0 | |
| (5) 寄附・交付金 | 14,914,000 | 14,619,000〃 |
| (6) その他の経費 | 0 | |
| 小計 | 33,095,505 | 〃 |
| 合計 | 57,587,487 | 〃 |

備考　当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、支出の項目ごとにその額を「備考」欄に記載すること。

(その15)

| (2) 政治活動費の内訳 | | 項目別区分　組織活動費　（　組織活動強化費　） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 支出の目的 | 金　額 | 年月日 | 支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称） | 支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 備　考 |
| 賃　金 | 121,045 | H27.1.30 | 瀬戸　洋子 | 佐賀県佐賀市堀川町2-22-1205 | |
| 〃 | 104,803 | H27.2.27 | 瀬戸　洋子 | 佐賀県佐賀市堀川町2-22-1205 | |
| 懇親会費 | 90,000 | H27.3.7 | 赤坂四川飯店 | 東京都千代田区平河町2-5-5 | |
| 送　料 | 86,182 | H27.6.1 | 日本郵便(株) | 東京都千代田区霞が関1-3-2 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 402,030 | | | | |
| その他の支出 | 623,581 | | | | |
| 合　計 | 1,025,611 | | | | |

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

| (2) 政治活動費の内訳 | | 項目別区分　組織活動費　（　総裁選挙費　） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 支出の目的 | 金　額 | 年月日 | 支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称） | 支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 備　考 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 0 | | | | |
| その他の支出 | 139,150 | | | | |
| 合　計 | 139,150 | | | | |

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

| (2) 政治活動費の内訳 | | 項目別区分　組織活動費　（　県連大会費　） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 支出の目的 | 金　額 | 年月日 | 支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称） | 支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 備　考 |
| 記念品代・振込手数料 | 270,540 | H27.5.22 | ㈱原重製陶所 | 佐賀県西松浦郡有田町応法丙3639 | |
| 昼食代 | 61,808 | H27.5.27 | 佐嘉神社記念館 | 佐賀県佐賀市松原2丁目10番43号 | |
| 会場借上料 | 76,000 | H27.5.27 | 佐嘉神社記念館 | 佐賀県佐賀市松原2丁目10番43号 | |
| 大会冊子印刷代 | 97,200 | H27.6.2 | (株)佐賀印刷社 | 佐賀県佐賀市高木瀬西6-11-7 | |
| 反訳料・振込手数料 | 71,801 | H27.6.3 | ㈱小出速記事務所 | 佐賀市鍋島四丁目5番2号 | |
| 昼食代 | 100,553 | H27.6.3 | (株)マリトピア | 佐賀県佐賀市新栄東三丁目7番8号 | |
| 会場借上料 | 200,000 | H27.6.3 | (株)マリトピア | 佐賀県佐賀市新栄東三丁目7番8号 | |
| 警備料・振込手数料 | 52,380 | H27.6.8 | 中央警備保障(株) | 佐賀県佐賀市高木瀬三丁目3番10号 | |
| 資料コピー代 | 143,775 | H27.6.22 | ㈱ソアー | 佐賀県佐賀市鍋島3丁目10番14号 | |
| 看板・垂れ幕代 | 135,540 | H27.6.30 | アサヒ工芸社 | 佐賀県佐賀市成章町1-15 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 1,209,597 | | | | |
| その他の支出 | 955,065 | | | | |
| 合　計 | 2,164,662 | | | | |

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(その15)

| (2) 政治活動費の内訳 | | 項目別区分　組織活動費　（　旅費交通費　） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 支出の目的 | 金　額 | 年月日 | 支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称） | 支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 備　考 |
| 旅　費 | 88,200 | H27.2.7 | 福島　光洋 | 佐賀県多久市西多久町大字板屋7602 | |
| 〃 | 88,200 | H27.2.7 | 西村　忠則 | 佐賀県杵島郡白石町大字築切又86 | |
| 〃 | 88,200 | H27.3.7 | 福島　光洋 | 佐賀県多久市西多久町大字板屋7602 | |
| 〃 | 88,200 | H27.3.7 | 指山　清範 | 佐賀県鳥栖市藤木町2103-1-602 | |
| 〃 | 88,200 | H27.3.7 | 平野　達矢 | 佐賀県三養基郡みやき町原古賀6340 | |
| 〃 | 88,200 | H27.3.7 | 西村　忠則 | 佐賀県杵島郡白石町大字築切又86 | |
| タクシー代 | 60,200 | H27.3.16 | ㈱タクシービジネスセンター | 佐賀県佐賀市松原三丁目3番35号 | |
| 旅　費 | 88,200 | H27.4.14 | 福島　光洋 | 佐賀県多久市西多久町大字板屋7602 | |
| 〃 | 88,200 | H27.4.15 | 中倉　政義 | 佐賀県伊万里市東山代町長浜1151 | |
| 〃 | 88,200 | H27.4.15 | 留守　茂幸 | 佐賀県佐賀市大和町東山田3780 | |
| 〃 | 88,200 | H27.4.15 | 石丸　博 | 佐賀県武雄市橘町 | |
| 〃 | 88,200 | H27.4.15 | 西村　忠則 | 佐賀県杵島郡白石町大字築切又86 | |
| 〃 | 88,200 | H27.5.21 | 西村　忠則 | 佐賀県杵島郡白石町大字築切又86 | |
| 〃 | 82,700 | H27.5.26 | 井上　沙織 | 佐賀県佐賀市南佐賀2-11-5 | |
| 〃 | 88,200 | H27.6.12 | 留守　茂幸 | 佐賀県佐賀市大和町東山田3780 | |
| この頁の小計 | 1,289,500 | | | | |
| その他の支出 | | | | | |
| 合　計 | | | | | |

備考　1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

| (2) 政治活動費の内訳 | | 項目別区分　組織活動費　（　旅費交通費　） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 支出の目的 | 金　額 | 年月日 | 支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称） | 支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 備　考 |
| 旅　費 | 88,200 | H27.6.12 | 土井　敏行 | 佐賀県鹿島市大字高津原4002番地 | |
| 〃 | 88,200 | H27.6.12 | 西村　忠則 | 佐賀県杵島郡白石町大字築切又86 | |
| 〃 | 88,200 | H27.7.6 | 土井　敏行 | 佐賀県鹿島市大字高津原4002番地 | |
| タクシー代 | 63,880 | H27.7.13 | ㈱タクシービジネスセンター | 佐賀県佐賀市松原三丁目3番35号 | |
| 旅　費 | 88,200 | H27.7.31 | 西村　忠則 | 佐賀県杵島郡白石町大字築切又86 | |
| タクシー代 | 130,760 | H27.8.17 | ㈱タクシービジネスセンター | 佐賀県佐賀市松原三丁目3番35号 | |
| 〃 | 64,960 | H27.9.10 | ㈱タクシービジネスセンター | 佐賀県佐賀市松原三丁目3番35号 | |
| 〃 | 92,770 | H27.10.19 | ㈱タクシービジネスセンター | 佐賀県佐賀市松原三丁目3番35号 | |
| 〃 | 79,120 | H27.11.13 | ㈱タクシービジネスセンター | 佐賀県佐賀市松原三丁目3番35号 | |
| 旅　費 | 88,200 | H27.11.20 | 留守　茂幸 | 佐賀県佐賀市大和町東山田3780 | |
| 〃 | 88,200 | H27.11.20 | 土井　敏行 | 佐賀県鹿島市大字高津原4002番地 | |
| 〃 | 88,200 | H27.11.20 | 西村　忠則 | 佐賀県杵島郡白石町大字築切又86 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 1,048,890 | | | | |
| その他の支出 | 662,540 | | | | |
| 合　計 | 3,000,930 | | | | |

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

| (2) 政治活動費の内訳 | | 項目別区分　組織活動費　（　政務調査会費　） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 支出の目的 | 金　額 | 年月日 | 支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称） | 支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 備　考 |
| 資料コピー代 | 84,317 | H27.7.9 | リコージャパン㈱ | 大阪府大阪市中央区今橋1-3-3 | |
| 〃 | 81,923 | H27.7.21 | ㈱ソアー | 佐賀県佐賀市鍋島3丁目10番14 | |
| 政調懇談会費 | 51,000 | H27.7.22 | 光陽閣 | 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙730-5 | |
| 〃 | 67,748 | H27.7.27 | 千代田館 | 佐賀県佐賀市高木瀬町大字東高木216番地1 | |
| 〃 | 60,000 | H27.7.29 | 武雄温泉ハイツ（株)吉野屋 | 佐賀県武雄市武雄町大字永島18091 | |
| 資料コピー代 | 123,221 | H27.8.5 | リコージャパン㈱ | 大阪府大阪市中央区今橋1-3-3 | |
| 政調懇談会費 | 59,800 | H27.8.18 | ホテルビアントス　鳥栖観光開発(株) | 佐賀県鳥栖市酒井西町789-1 | |
| 〃 | 62,000 | H27.8.19 | (有)龍泉荘 | 佐賀県有田町広瀬山 | |
| 〃 | 130,000 | H27.9.2 | (株)マリトピア | 佐賀県佐賀市新栄東三丁目7番8号 | |
| 会場借上料 | 123,552 | H27.9.2 | (株)マリトピア | 佐賀県佐賀市新栄東三丁目7番8号 | |
| 資料コピー代 | 96,924 | H27.9.7 | リコージャパン㈱ | 大阪府大阪市中央区今橋1-3-3 | |
| 旅　費 | 76,340 | H27.10.5 | 原田　寿雄 | 佐賀県西松浦郡有田町戸杓丙445-1 | |
| 〃 | 75,100 | H27.10.5 | 西村　忠則 | 佐賀県杵島郡白石町築切又86 | |
| 資料コピー代 | 119,957 | H27.11.13 | リコージャパン㈱ | 大阪府大阪市中央区今橋1-3-3 | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 1,211,882 | | | | |
| その他の支出 | 319,103 | | | | |
| 合　計 | 1,530,985 | | | | |

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費（大会費）」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

| (2) 政治活動費の内訳 | | 項目別区分　組織活動費　（　青年局費　） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 支出の目的 | 金　額 | 年月日 | 支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称） | 支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 備　考 |
| 印刷代 | 118,800 | H27.2.13 | (株)佐賀印刷社 | 佐賀県佐賀市高木瀬西6-11-7 | |
| 旅　費 | 88,200 | H27.3.7 | 坂口　祐樹 | 佐賀県藤津郡太良町多良3532-1 | |
| 〃 | 88,200 | H27.3.7 | 神前　輔行 | 佐賀県三養基郡基山町小倉481-28-203 | |
| 〃 | 88,200 | H27.3.7 | 向門　慶人 | 佐賀県鳥栖市古賀町543-8 | |
| 〃 | 88,200 | H27.3.7 | 川﨑　常博 | 佐賀県佐賀市諸富町大字為重26番地1 | |
| 〃 | 82,700 | H27.3.7 | 井上　沙織 | 佐賀県佐賀市南佐賀2-11-5 | |
| Tシャツ代、振込手数料 | 84,142 | H27.4.22 | (有)ファン・ファクトリー | 広島県福山市神辺町下竹田898-25 | |
| 旅　費 | 88,200 | H27.5.8 | 上田　雄一 | 佐賀県武雄市武雄町昭和224 | |
| 〃 | 88,200 | H27.5.8 | 宮﨑　良平 | 佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲225-4 | |
| 懇親会費 | 152,200 | H27.5.19 | ホテルマリターレ創世 | 佐賀県佐賀市神野東2丁目5-15 | |
| 会場借上料 | 59,400 | H27.5.19 | ホテルマリターレ創世 | 佐賀県佐賀市神野東2丁目5-15 | |
| 懇親会費 | 53,000 | H27.8.10 | 独楽 | 佐賀県武雄市武雄町大字富岡7760-12 | |
| 旅　費 | 76,000 | H27.10.5 | 井上　沙織 | 佐賀県佐賀市南佐賀2-11-5 | |
| 懇親会費 | 148,436 | H27.10.8 | (株)マリトピア | 佐賀県佐賀市新栄東3丁目7番8号 | |
| 旅　費 | 60,140 | H27.10.26 | 向門　慶人 | 佐賀県鳥栖市古賀町543-8 | |
| この頁の小計 | 1,364,018 | | | | |
| その他の支出 | | | | | |
| 合　計 | | | | | |

備考　1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費（大会費）」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

| (2) 政治活動費の内訳 | | 項目別区分　組織活動費　（　青年局費　） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 支出の目的 | 金　額 | 年月日 | 支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称） | 支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 備　考 |
| 旅　費 | 65,200 | H27.10.26 | 中村　一尭 | 佐賀県鹿島市古枝乙2408-1 | |
| 〃 | 60,140 | H27.10.26 | 近藤　信也 | 佐賀県鳥栖市曽根崎町1323-6 | |
| 〃 | 65,200 | H27.10.26 | 稲富　雅和 | 佐賀県鹿島市大字常広2436の3 | |
| 〃 | 58,800 | H27.10.26 | 井上　沙織 | 佐賀県佐賀市南佐賀2-11-5 | |
| 旅券・経費 | 1,005,330 | H27.10.27 | (株)JTB九州　佐賀支店 | 佐賀県佐賀市中央本町1-10 | |
| 印刷代 | 101,952 | H27.11.19 | (株)佐賀印刷社 | 佐賀県佐賀市高木瀬西6-11-7 | |
| 郵便代 | 79,790 | H27.12.15 | 日本郵便(株) | 東京都千代田区霞が関1-3-2 | |
| 懇親会費 | 68,663 | H27.12.17 | (株)マリトピア | 佐賀県佐賀市新栄東3丁目7番8号 | |
| 会場借上料 | 71,280 | H27.12.17 | (株)マリトピア | 佐賀県佐賀市新栄東3丁目7番8号 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 1,576,355 | | | | |
| その他の支出 | 1,249,093 | | | | |
| 合　計 | 4,189,466 | | | | |

備考　1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

| (2) 政治活動費の内訳 | | 項目別区分　組織活動費　（　女性局費　） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 支出の目的 | 金　額 | 年月日 | 支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称） | 支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 備　考 |
| 旅　費 | 88,200 | H27.3.7 | 漆原　悦子 | 佐賀県三養基郡上峰町坊所1796-53 | |
| 〃 | 88,200 | H27.3.7 | 外尾　道子 | 佐賀県多久市北多久町大字小侍1262-1 | |
| 〃 | 88,200 | H27.3.7 | 森園　光子 | 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町豆田1838-2 | |
| 〃 | 88,200 | H27.3.7 | 菅藤　勝子 | 佐賀県鳥栖市下野町1907-6 | |
| Tシャツ代・振込手数料 | 84,142 | H27.4.22 | (有)ファン・ファクトリー | 広島県福山市神辺町下竹田898-25 | |
| 〃 | 77,364 | H27.5.8 | (有)ファン・ファクトリー | 広島県福山市神辺町下竹田898-25 | |
| 会場費 | 95,040 | H27.5.19 | ホテル　マリターレ創世 | 佐賀県佐賀市神野東2丁目5-15 | |
| 旅　費 | 88,200 | H27.5.24 | 岩永　愛子 | 佐賀県西松浦郡有田町立部乙2299-24 | |
| 〃 | 82,740 | H27.10.30 | 岩永　愛子 | 佐賀県西松浦郡有田町立部乙2299-24 | |
| 〃 | 79,600 | H27.10.30 | 漆原　悦子 | 佐賀県三養基郡上峰町坊所1796-53 | |
| 〃 | 82,400 | H27.10.30 | 岡　小枝子 | 佐賀県藤津郡太良町大字多良1775 | |
| 〃 | 81,820 | H27.10.30 | 外尾　道子 | 佐賀県多久市北多久町大字小侍1262-1 | |
| 〃 | 76,000 | H27.10.30 | 井上　沙織 | 佐賀県佐賀市南佐賀2-11-5 | |
| 会場費 | 71,280 | H27.11.24 | (株)マリトピア | 佐賀県佐賀市新栄東3丁目7番8号 | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 1,171,386 | | | | |
| その他の支出 | 579,985 | | | | |
| 合　計 | 1,751,371 | | | | |

備考　1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

| (2) 政治活動費の内訳 | | 項目別区分　組織活動費　（　登録党員事務費　） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 支出の目的 | 金　額 | 年月日 | 支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称） | 支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 備　考 |
| ﾌﾟﾘﾝﾀｰﾄﾅｰｶｰﾄﾘｯｼﾞ代 | 68,148 | H27.9.14 | NECフィールディング㈱ | 東京都港区三田一丁目4番28号 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

| | |
|---|---|
| この頁の小計 | 68,148 |
| その他の支出 | 11,440 |
| 合　計 | 79,588 |

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

| (2) 政治活動費の内訳 | | 項目別区分　組織活動費　（　会議費　） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 支出の目的 | 金　額 | 年月日 | 支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称） | 支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 備　考 |
| 会場借上料 | 78,408 | H27.1.26 | 佐嘉神社記念館 | 佐賀県佐賀市松原2丁目10番43号 | |
| 資料コピー代 | 57,505 | H27.2.20 | ㈱ソアー | 佐賀県佐賀市鍋島3丁目10番14号 | |
| トータルサービス料 | 63,134 | H27.4.20 | ㈱ソアー | 佐賀県佐賀市鍋島3丁目10番14号 | |
| 会場借上料 | 151,200 | H27.7.24 | 佐嘉神社記念館 | 佐賀県佐賀市松原2丁目10番43号 | |
| 会場借上料 | 99,360 | H27.11.7 | 龍登園 | 佐賀県佐賀市大和町大字梅野120 | |
| トータルサービス料 | 193,321 | H27.12.3 | リコージャパン(株) | 大阪府大阪市今橋1-3-3 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 642,928 | | | | |
| その他の支出 | 837,098 | | | | |
| 合　計 | 1,480,026 | | | | |

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

| (2) 政治活動費の内訳 | | 項目別区分　組織活動費　（　交際費　） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 支出の目的 | 金　額 | 年月日 | 支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称） | 支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 備　考 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 0 | | | | |
| その他の支出 | 162,160 | | | | |
| 合　計 | 162,160 | | | | |

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

| (2) 政治活動費の内訳 | | 項目別区分　選挙関係費　（　選挙関係費　） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 支出の目的 | 金　額 | 年月日 | 支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称） | 支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 備　考 |
| 印刷折込代 | 322,920 | H27.1.29 | (株)佐賀広告センター | 佐賀県佐賀市天神三丁目2番23号 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 322,920 | | | | |
| その他の支出 | 203,477 | | | | |
| 合　計 | 526,397 | | | | |

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費（大会費）」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

| (2) 政治活動費の内訳 | | 項目別区分　選挙関係費　（　公認料　） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 支出の目的 | 金　額 | 年月日 | 支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称） | 支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 備　考 |
| 公認料 | 300,000 | H27.1.29 | 西久保　弘克 | 佐賀県佐賀市鍋島町大字蛎久1076-3 | |
| 〃 | 300,000 | H27.1.29 | 内田　譲二 | 佐賀県佐賀市八幡小路4番33号 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 600,000 | | | | |
| その他の支出 | | | | | |
| 合　計 | 600,000 | | | | |

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

| (2) 政治活動費の内訳 | | 項目別区分　宣伝事業費　　(　広報宣伝費　) | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 支出の目的 | 金　額 | 年月日 | 支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称） | 支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 備　考 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 0 | | | | |
| その他の支出 | 125,620 | | | | |
| 合　計 | 125,620 | | | | |

備考　1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

| (2) 政治活動費の内訳 | | 項目別区分　宣伝事業費　（　遊説部費　） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 支出の目的 | 金　額 | 年月日 | 支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称） | 支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 備　考 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 0 | | | | |
| その他の支出 | 799,843 | | | | |
| 合　計 | 799,843 | | | | |

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

| (2) 政治活動費の内訳 | | 項目別区分　宣伝事業費　（　広報車管理費　） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 支出の目的 | 金　額 | 年月日 | 支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称） | 支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 備　考 |
| 任意保険料 | 67,810 | H27.5.19 | 三井住友海上火災保険株式会社 | 東京都千代田区神田駿河台三丁目9 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 67,810 | | | | |
| その他の支出 | 44,462 | | | | |
| 合　計 | 112,272 | | | | |

備考　1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費（大会費）」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

| (2) 政治活動費の内訳 | | 項目別区分　その他の事業費 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 支出の目的 | 金　額 | 年月日 | 支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称） | 支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 備　考 |
| 昼食代 | 74,844 | H27.4.22 | (株)マリトピア | 佐賀県佐賀市新栄東三丁目7番8号 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 74,844 | | | | |
| その他の支出 | 418,580 | | | | |
| 合　計 | 493,424 | | | | |

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費（大会費）」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

| (2) 政治活動費の内訳 | | 項目別区分　寄附・交付金　（　支部強化費　） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 支出の目的 | 金　額 | 年月日 | 支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称） | 支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 備　考 |
| 交付金 | 300,000 | H27.1.31 | 自由民主党佐賀市支部 | 佐賀県佐賀市多布施2-1-7 | |
| 〃 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党諸富支部 | 佐賀県佐賀市諸富町大字大堂938番地 | |
| 〃 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党大和町支部 | 佐賀県佐賀市大和町尼寺1282番地1 | |
| 〃 | 150,000 | H27.1.31 | 自由民主党富士町支部 | 佐賀県佐賀市富士町大字杉山1170 | |
| 〃 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党三瀬村支部 | 佐賀県佐賀市三瀬村三瀬2784番3 | |
| 〃 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党川副町支部 | 佐賀県佐賀市川副町犬井道1876 | |
| 〃 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党東与賀町支部 | 佐賀県佐賀市東与賀町大字飯盛2223 | |
| 〃 | 150,000 | H27.1.31 | 自由民主党久保田町支部 | 佐賀県佐賀市久保田町大字久保田805-1 | |
| 〃 | 300,000 | H27.1.31 | 自由民主党唐津市支部 | 佐賀県唐津市東城内6-47 | |
| 〃 | 150,000 | H27.1.31 | 自由民主党浜玉町支部 | 佐賀県唐津市浜玉町東山田3006番地 | |
| 〃 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党七山支部 | 佐賀県唐津市七山白木2756-1 | |
| 〃 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党厳木支部 | 佐賀県唐津市厳木町浦川内1030番地1 | |
| 〃 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党相知支部 | 佐賀県唐津市相知町佐里1963番地 | |
| 〃 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党北波多支部 | 佐賀県唐津市北波多大杉1037 | |
| 〃 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党肥前町支部 | 佐賀県唐津市肥前町納所辛1186-1 | |
| この頁の小計 | 2,050,000 | | | | |
| その他の支出 | | | | | |
| 合　計 | | | | | |

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

| (2) 政治活動費の内訳 | | 項目別区分　寄附・交付金　（　支部強化費　） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 支出の目的 | 金　額 | 年月日 | 支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称） | 支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 備　考 |
| 交付金 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党鎮西支部 | 佐賀県唐津市鎮西町大字早田1915番地 | |
| 〃 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党呼子町支部 | 佐賀県唐津市呼子町大字殿ノ浦1777-2 | |
| 〃 | 150,000 | H27.1.31 | 自由民主党玄海町支部 | 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村4956番地 | |
| 〃 | 200,000 | H27.1.31 | 自由民主党鳥栖市支部 | 佐賀県鳥栖市宿町1436 | |
| 〃 | 200,000 | H27.1.31 | 自由民主党多久市支部 | 佐賀県多久市北多久町大字小侍2133-2 | |
| 〃 | 300,000 | H27.1.31 | 自由民主党伊万里市支部 | 佐賀県伊万里市大坪町丙1781-1 | |
| 〃 | 200,000 | H27.1.31 | 自由民主党武雄市支部 | 佐賀県武雄市東川登町大字永野5888 | |
| 〃 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党山内町支部 | 佐賀県武雄市山内町大字鳥海18433番地2 | |
| 〃 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党北方町支部 | 佐賀県武雄市北方町大崎1797-8 | |
| 〃 | 200,000 | H27.1.31 | 自由民主党鹿島市支部 | 佐賀県鹿島市大字納富分3111番地7 | |
| 〃 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党太良町支部 | 佐賀県藤津郡太良町大字大浦丁1701 | |
| 〃 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党塩田町支部 | 佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲3453 | |
| 〃 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党嬉野町支部 | 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲1004番地イ | |
| 〃 | 200,000 | H27.1.31 | 自由民主党神埼市支部 | 佐賀県神埼市千代田町直鳥391番地3 | |
| 〃 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党吉野ヶ里町支部 | 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津727番地4 | |
| この頁の小計 | 2,250,000 | | | | |
| その他の支出 | | | | | |
| 合　計 | | | | | |

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

| (2) 政治活動費の内訳 | | 項目別区分　寄附・交付金　（　支部強化費　） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 支出の目的 | 金　額 | 年月日 | 支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称） | 支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 備　考 |
| 交付金 | 200,000 | H27.1.31 | 自由民主党基山町支部 | 佐賀県三養基郡基山町宮浦1023-2 | |
| 〃 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党上峰町支部 | 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所681番地 | |
| 〃 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党中原支部 | 佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀6340 | |
| 〃 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党北茂安町支部 | 佐賀県三養基郡みやき町東尾2145 | |
| 〃 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党三根町支部 | 佐賀県三養基郡みやき町寄人1893 | |
| 〃 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党有田町支部 | 佐賀県西松浦郡有田町戸杓丙731-1 | |
| 〃 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党西有田支部 | 佐賀県西松浦郡有田町上内野丙3430-1 | |
| 〃 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党大町町支部 | 佐賀県杵島郡大町町大字福母2382-1 | |
| 〃 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党江北町支部 | 佐賀県杵島郡江北町大字八町1782 | |
| 〃 | 200,000 | H27.1.31 | 自由民主党白石町支部 | 佐賀県杵島郡白石町大字築切2695-1 | |
| 〃 | 700,000 | H27.2.2 | 自由民主党鳥栖市支部 | 佐賀県鳥栖市宿町1436 | |
| 〃 | 500,000 | H27.3.11 | 自由民主党鳥栖市支部 | 佐賀県鳥栖市宿町1436 | |
| 〃 | 437,000 | H27.11.4 | 自由民主党佐賀市支部 | 佐賀県佐賀市南佐賀1-6-21 | |
| 〃 | 272,000 | H27.11.4 | 自由民主党唐津市支部 | 佐賀県唐津市呉服町1790 | |
| 〃 | 327,000 | H27.11.4 | 自由民主党鳥栖市支部 | 佐賀県鳥栖市宿町1436 | |
| この頁の小計 | 3,436,000 | | | | |
| その他の支出 | | | | | |
| 合　計 | | | | | |

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

| (2) 政治活動費の内訳 | | 項目別区分　寄附・交付金　（　支部強化費　） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 支出の目的 | 金　額 | 年月日 | 支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称） | 支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 備　考 |
| 交付金 | 209,000 | H27.11.7 | 自由民主党多久市支部 | 佐賀県多久市北多久町大字小侍2268番地3 | |
| 〃 | 415,000 | H27.11.7 | 自由民主党伊万里市支部 | 佐賀県伊万里市大坪町丙1781-1 | |
| 〃 | 181,000 | H27.11.7 | 自由民主党武雄市支部 | 佐賀県武雄市東川登町大字永野5888 | |
| 〃 | 183,000 | H27.11.7 | 自由民主党鹿島市支部 | 佐賀県鹿島市大字納富分3111-7 | |
| 〃 | 129,000 | H27.11.7 | 自由民主党諸富支部 | 佐賀県佐賀市諸富町大字大堂938 | |
| 〃 | 134,000 | H27.11.7 | 自由民主党川副町支部 | 佐賀県佐賀市川副町犬井道1876-1 | |
| 〃 | 100,000 | H27.11.7 | 自由民主党東与賀町支部 | 佐賀県佐賀市東与賀町大字飯盛2223番地 | |
| 〃 | 162,000 | H27.11.7 | 自由民主党久保田町支部 | 佐賀県佐賀市久保田町大字久保田805-1 | |
| 〃 | 141,000 | H27.11.7 | 自由民主党大和町支部 | 佐賀県佐賀市大和町尼寺1282-1 | |
| 〃 | 147,000 | H27.11.7 | 自由民主党富士町支部 | 佐賀県佐賀市富士町大字杉山1170 | |
| 〃 | 251,000 | H27.11.7 | 自由民主党神埼市支部 | 佐賀県神埼市神埼町枝ヶ里485 | |
| 〃 | 170,000 | H27.11.7 | 自由民主党吉野ヶ里町支部 | 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津727番地4 | |
| 〃 | 100,000 | H27.11.7 | 自由民主党三瀬村支部 | 佐賀県佐賀市三瀬藤原3681 | |
| 〃 | 290,000 | H27.11.7 | 自由民主党基山町支部 | 佐賀県三養基郡基山町宮浦1023-2 | |
| 〃 | 147,000 | H27.11.7 | 自由民主党中原支部 | 佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀6340 | |
| この頁の小計 | 2,759,000 | | | | |
| その他の支出 | | | | | |
| 合　計 | | | | | |

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

| (2) 政治活動費の内訳 | | 項目別区分　寄附・交付金　（　支部強化費　） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 支出の目的 | 金　額 | 年月日 | 支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称） | 支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 備　考 |
| 交付金 | 148,000 | H27.11.7 | 自由民主党北茂安町支部 | 佐賀県三養基郡みやき町東尾2145 | |
| 〃 | 132,000 | H27.11.7 | 自由民主党三根町支部 | 佐賀県三養基郡みやき町大字寄人1893 | |
| 〃 | 108,000 | H27.11.7 | 自由民主党上峰町支部 | 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所681番地 | |
| 〃 | 281,000 | H27.11.7 | 自由民主党小城市支部 | 佐賀県小城市牛津町柿樋瀬1070 | |
| 〃 | 176,000 | H27.11.7 | 自由民主党浜玉町支部 | 佐賀県唐津市浜玉町東山田3006番地 | |
| 〃 | 136,000 | H27.11.7 | 自由民主党七山支部 | 佐賀県唐津市七山白木2756-1 | |
| 〃 | 108,000 | H27.11.7 | 自由民主党厳木支部 | 佐賀県唐津市厳木町浦川内1030番地1 | |
| 〃 | 124,000 | H27.11.7 | 自由民主党相知支部 | 佐賀県唐津市相知町佐里1963 | |
| 〃 | 118,000 | H27.11.7 | 自由民主党北波多支部 | 佐賀県唐津市北波多大杉1037 | |
| 〃 | 123,000 | H27.11.7 | 自由民主党肥前町支部 | 佐賀県唐津市肥前町~~納所甲2186-1~~小城[illegible] | |
| 〃 | 169,000 | H27.11.7 | 自由民主党玄海町支部 | 佐賀県東松浦郡玄海町外津4956 | |
| 〃 | 110,000 | H27.11.7 | 自由民主党鎮西町支部 | 佐賀県唐津市鎮西町大字早田1915 | |
| 〃 | 113,000 | H27.11.7 | 自由民主党呼子町支部 | 佐賀県唐津市呼子町大字殿ノ浦1777-2 | |
| 〃 | 124,000 | H27.11.7 | 自由民主党有田町支部 | 佐賀県西松浦郡有田町戸杓丙595-1 | |
| 〃 | 107,000 | H27.11.7 | 自由民主党西有田町支部 | 佐賀県西松浦郡有田町上内野丙3430-1 | |
| この頁の小計 | 2,077,000 | | | | |
| その他の支出 | | | | | |
| 合　計 | | | | | |

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

| (2) 政治活動費の内訳 | | 項目別区分　寄附・交付金　（　支部強化費　） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 支出の目的 | 金　額 | 年月日 | 支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称） | 支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 備　考 |
| 交付金 | 105,000 | H27.11.7 | 自由民主党山内町支部 | 佐賀県武雄市山内町大字鳥海18433番地2 | |
| 〃 | 92,000 | H27.11.7 | 自由民主党北方町支部 | 佐賀県武雄市北方町大崎1706-2 | |
| 〃 | 98,000 | H27.11.7 | 自由民主党大町町支部 | 佐賀県杵島郡大町町大字福母5141-22 | |
| 〃 | 136,000 | H27.11.7 | 自由民主党江北町支部 | 佐賀県杵島郡江北町惣領分2603 | |
| 〃 | 192,000 | H27.11.7 | 自由民主党白石町支部 | 佐賀県杵島郡白石町大字築切2695-1 | |
| 〃 | 135,000 | H27.11.7 | 自由民主党太良町支部 | 佐賀県藤津郡太良町大字大浦丁1701 | |
| 〃 | 106,000 | H27.11.7 | 自由民主党塩田町支部 | 佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲3453 | |
| 〃 | 133,000 | H27.11.7 | 自由民主党嬉野町支部 | 佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内乙2142番地1 | |
| 〃 | 30,000 | H27.11.7 | 自由民主党佐賀県ときわ会支部 | 佐賀県佐賀市駅前中央1-11-20 | |
| 〃 | 70,000 | H27.11.7 | 自由民主党21世紀佐賀をつくる会 | 佐賀県佐賀市鬼丸町12-30 | |
| 〃 | 20,000 | H27.11.7 | 自由民主党佐賀県旅客船支部 | 佐賀県唐津市海岸通り7182-411 | |
| 〃 | 30,000 | H27.11.7 | 自由民主党佐賀県電気通信支部 | 佐賀県佐賀市木原1丁目7-22 | |
| 〃 | 30,000 | H27.11.7 | 自由民主党佐賀県エルピーガス支部 | 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目7番18号 | |
| 〃 | 20,000 | H27.11.7 | 自由民主党佐賀県石油販売業支部 | 佐賀県佐賀市川原町8-27 | |
| 〃 | 70,000 | H27.11.7 | 自由民主党佐賀県郵政政治連盟支部 | 佐賀県佐賀市高木瀬東二丁目2-17 | |
| この頁の小計 | 1,267,000 | | | | |
| その他の支出 | | | | | |
| 合　計 | | | | | |

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

| (2) 政治活動費の内訳 | | 項目別区分　寄附・交付金　（　支部強化費　） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 支出の目的 | 金　額 | 年月日 | 支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称） | 支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 備　考 |
| 交付金 | 80,000 | H27.11.7 | 自由民主党佐賀県歯科医師支部 | 佐賀県佐賀市西田代2-5-24 | |
| 〃 | 80,000 | H27.11.7 | 自由民主党佐賀県医療会支部 | 佐賀県佐賀市新中町2-15 | |
| 〃 | 80,000 | H27.11.7 | 自由民主党佐賀県薬剤師支部 | 佐賀県佐賀市本庄町大字本庄1269-1 | |
| 〃 | 70,000 | H27.11.7 | 自由民主党佐賀県建設支部 | 佐賀県佐賀市城内2-2-37 | |
| 〃 | 40,000 | H27.11.7 | 自由民主党佐賀県看護連盟支部 | 佐賀県佐賀市久保田町徳万1997-1 | |
| 〃 | 30,000 | H27.11.7 | 自由民主党佐賀県たばこ販売支部 | 佐賀県佐賀市駅前中央3-6-11 | |
| 〃 | 90,000 | H27.11.7 | 自由民主党佐賀県宅建支部 | 佐賀県佐賀市神野東4丁目1番10号 | |
| 〃 | 20,000 | H27.11.7 | 自由民主党佐賀県林材支部 | 佐賀県佐賀市本庄町大字本庄278-4 | |
| 〃 | 20,000 | H27.11.7 | 自由民主党佐賀県自治振興支部 | 佐賀県佐賀市鍋島4-5-6-802 | |
| 〃 | 50,000 | H27.11.7 | 自由民主党佐賀県同和会支部 | 佐賀県佐賀市天神二丁目2番28号 | |
| 〃 | 50,000 | H27.11.7 | 自由民主党佐賀県地域振興支部 | 佐賀県西松浦郡有田町本町丙972-15 | |
| 〃 | 50,000 | H27.11.7 | 自由民主党佐賀県環境保全支部 | 佐賀県佐賀市東与賀町大字飯盛2634-1 | |
| 〃 | 50,000 | H27.11.7 | 自由民主党佐賀県全管協ちんたい支部 | 佐賀県佐賀市天佑2-2-23 | |
| 〃 | 70,000 | H27.11.7 | 自由民主党佐賀県柔道整復師支部 | 佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原2092番地 | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 780,000 | | | | |
| その他の支出 | 0 | | | | |
| 合　計 | 14,619,000 | | | | |

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

| (2) 政治活動費の内訳 | | 項目別区分　寄附・交付金　　(　奨励・補助金　) | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 支出の目的 | 金　額 | 年月日 | 支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称） | 支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） | 備　考 |
| 交付金 | 80,000 | H27.11.7 | 日本遺族政治連盟佐賀県支部 | 佐賀県佐賀市川原町8-27 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| この頁の小計 | 80,000 | | | | |
| その他の支出 | 215,000 | | | | |
| 合　計 | 295,000 | | | | |

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

| 支出項目 | 金額 | 年月日 | 交付金の供与を受けた本部又は支部の名称 | 主たる事務所の所在地 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 交付金 | 300,000 | H27.1.31 | 自由民主党佐賀市支部 | 佐賀県佐賀市多布施2-1-7 | |
| 〃 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党諸富支部 | 佐賀県佐賀市諸富町大字大堂938番地 | |
| 〃 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党大和町支部 | 佐賀県佐賀市大和町尼寺1282番地1 | |
| 〃 | 150,000 | H27.1.31 | 自由民主党富士町支部 | 佐賀県佐賀市富士町大字杉山1170 | |
| 〃 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党三瀬村支部 | 佐賀県佐賀市三瀬村三瀬2784番3 | |
| 〃 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党川副町支部 | 佐賀県佐賀市川副町犬井道1876 | |
| 〃 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党東与賀町支部 | 佐賀県佐賀市東与賀町大字飯盛2223 | |
| 〃 | 150,000 | H27.1.31 | 自由民主党久保田町支部 | 佐賀県佐賀市久保田町大字久保田805-1 | |
| 〃 | 300,000 | H27.1.31 | 自由民主党唐津市支部 | 佐賀県唐津市東城内6-47 | |
| 〃 | 150,000 | H27.1.31 | 自由民主党浜玉町支部 | 佐賀県唐津市浜玉町東山田3006番地 | |
| 〃 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党七山支部 | 佐賀県唐津市七山白木2756-1 | |
| 〃 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党厳木支部 | 佐賀県唐津市厳木町浦川内1030番地1 | |
| 〃 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党相知支部 | 佐賀県唐津市相知町佐里1963番地 | |
| 〃 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党北波多支部 | 佐賀県唐津市北波多大杉1037 | |
| 〃 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党肥前町支部 | 佐賀県唐津市肥前町納所辛1186-1 | |
| この頁の小計 | 2,050,000 | | | | |
| 合計 | | | | | |

備考　当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、様式（その13）に掲げる支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

| 支出項目 | 金額 | 年月日 | 交付金の供与を受けた本部又は支部の名称 | 主たる事務所の所在地 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 交付金 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党鎮西支部 | 佐賀県唐津市鎮西町大字早田1915番地 | |
| 〃 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党呼子町支部 | 佐賀県唐津市呼子町大字殿ノ浦1777-2 | |
| 〃 | 150,000 | H27.1.31 | 自由民主党玄海町支部 | 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村4956番地 | |
| 〃 | 200,000 | H27.1.31 | 自由民主党鳥栖市支部 | 佐賀県鳥栖市宿町1436 | |
| 〃 | 200,000 | H27.1.31 | 自由民主党多久市支部 | 佐賀県多久市北多久町大字小侍2133-2 | |
| 〃 | 300,000 | H27.1.31 | 自由民主党伊万里市支部 | 佐賀県伊万里市大坪町丙1781-1 | |
| 〃 | 200,000 | H27.1.31 | 自由民主党武雄市支部 | 佐賀県武雄市東川登町大字永野5888 | |
| 〃 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党山内町支部 | 佐賀県武雄市山内町大字鳥海18433番地2 | |
| 〃 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党北方町支部 | 佐賀県武雄市北方町大崎1797-8 | |
| 〃 | 200,000 | H27.1.31 | 自由民主党鹿島市支部 | 佐賀県鹿島市大字納富分3111番地7 | |
| 〃 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党太良町支部 | 佐賀県藤津郡太良町大字大浦丁1701 | |
| 〃 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党塩田町支部 | 佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲3453 | |
| 〃 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党嬉野町支部 | 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲1004番地イ | |
| 〃 | 200,000 | H27.1.31 | 自由民主党神埼市支部 | 佐賀県神埼市千代田町直鳥391番地3 | |
| 〃 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党吉野ヶ里町支部 | 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津727番地4 | |
| この頁の小計 | 2,250,000 | | | | |
| 合計 | | | | | |

備考　当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、様式（その13）に掲げる支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

| 支出項目 | 金額 | 年月日 | 交付金の供与を受けた本部又は支部の名称 | 主たる事務所の所在地 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 交付金 | 200,000 | H27.1.31 | 自由民主党基山町支部 | 佐賀県三養基郡基山町宮浦1023-2 | |
| 〃 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党上峰町支部 | 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所681番地 | |
| 〃 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党中原支部 | 佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀6340 | |
| 〃 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党北茂安町支部 | 佐賀県三養基郡みやき町東尾2145 | |
| 〃 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党三根町支部 | 佐賀県三養基郡みやき町寄人1893 | |
| 〃 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党有田町支部 | 佐賀県西松浦郡有田町戸杓丙731-1 | |
| 〃 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党西有田支部 | 佐賀県西松浦郡有田町上内野丙3430-1 | |
| 〃 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党大町町支部 | 佐賀県杵島郡大町町大字福母2382-1 | |
| 〃 | 100,000 | H27.1.31 | 自由民主党江北町支部 | 佐賀県杵島郡江北町大字八町1782 | |
| 〃 | 200,000 | H27.1.31 | 自由民主党白石町支部 | 佐賀県杵島郡白石町大字築切2695-1 | |
| 〃 | 700,000 | H27.2.2 | 自由民主党鳥栖市支部 | 佐賀県鳥栖市宿町1436 | |
| 〃 | 500,000 | H27.3.11 | 自由民主党鳥栖市支部 | 佐賀県鳥栖市宿町1436 | |
| 〃 | 437,000 | H27.11.2 | 自由民主党佐賀市支部 | 佐賀県佐賀市南佐賀1-6-21 | |
| 〃 | 272,000 | H27.11.2 | 自由民主党唐津市支部 | 佐賀県唐津市呉服町1790 | |
| 〃 | 327,000 | H27.11.2 | 自由民主党鳥栖市支部 | 佐賀県鳥栖市宿町1436 | |
| この頁の小計 | 3,436,000 | | | | |
| 合計 | | | | | |

7

備考 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、様式(その13)に掲げる支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

| 支出項目 | 金額 | 年月日 | 交付金の供与を受けた本部又は支部の名称 | 主たる事務所の所在地 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 交付金 | 209,000 | H27.11.7 | 自由民主党多久市支部 | 佐賀県多久市北多久町大字小侍2268番地3 | |
| 〃 | 415,000 | H27.11.7 | 自由民主党伊万里市支部 | 佐賀県伊万里市大坪町丙1781-1 | |
| 〃 | 181,000 | H27.11.7 | 自由民主党武雄市支部 | 佐賀県武雄市東川登町大字永野5888 | |
| 〃 | 183,000 | H27.11.7 | 自由民主党鹿島市支部 | 佐賀県鹿島市大字納富分3111-7 | |
| 〃 | 129,000 | H27.11.7 | 自由民主党諸富支部 | 佐賀県佐賀市諸富町大字大堂938 | |
| 〃 | 134,000 | H27.11.7 | 自由民主党川副町支部 | 佐賀県佐賀市川副町犬井道1876-1 | |
| 〃 | 100,000 | H27.11.7 | 自由民主党東与賀町支部 | 佐賀県佐賀市東与賀町大字飯盛2223番地 | |
| 〃 | 162,000 | H27.11.7 | 自由民主党久保田町支部 | 佐賀県佐賀市久保田町大字久保田805-1 | |
| 〃 | 141,000 | H27.11.7 | 自由民主党大和町支部 | 佐賀県佐賀市大和町尼寺1282-1 | |
| 〃 | 147,000 | H27.11.7 | 自由民主党富士町支部 | 佐賀県佐賀市富士町大字杉山1170 | |
| 〃 | 251,000 | H27.11.7 | 自由民主党神埼市支部 | 佐賀県神埼市神埼町枝ヶ里485 | |
| 〃 | 170,000 | H27.11.7 | 自由民主党吉野ヶ里町支部 | 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津727番地4 | |
| 〃 | 100,000 | H27.11.7 | 自由民主党三瀬村支部 | 佐賀県佐賀市三瀬藤原3681 | |
| 〃 | 290,000 | H27.11.7 | 自由民主党基山町支部 | 佐賀県三養基郡基山町宮浦1023-2 | |
| 〃 | 147,000 | H27.11.7 | 自由民主党中原支部 | 佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀6340 | |
| この頁の小計 | 2,759,000 | | | | |
| 合計 | | | | | |

備考 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、様式(その13)に掲げる支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

| 支出項目 | 金額 | 年月日 | 交付金の供与を受けた本部又は支部の名称 | 主たる事務所の所在地 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 交付金 | 148,000 | H27.11.7 | 自由民主党北茂安町支部 | 佐賀県三養基郡みやき町東尾2145 | |
| 〃 | 132,000 | H27.11.7 | 自由民主党三根町支部 | 佐賀県三養基郡みやき町大字寄人1893 | |
| 〃 | 108,000 | H27.11.7 | 自由民主党上峰町支部 | 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所681番地 | |
| 〃 | 281,000 | H27.11.7 | 自由民主党小城市支部 | 佐賀県小城市牛津町柿樋瀬1070 | |
| 〃 | 176,000 | H27.11.7 | 自由民主党浜玉町支部 | 佐賀県唐津市浜玉町東山田3006番地 | |
| 〃 | 136,000 | H27.11.7 | 自由民主党七山支部 | 佐賀県唐津市七山白木2756-1 | |
| 〃 | 108,000 | H27.11.7 | 自由民主党厳木支部 | 佐賀県唐津市厳木町浦川内1030番地1 | |
| 〃 | 124,000 | H27.11.7 | 自由民主党相知支部 | 佐賀県唐津市相知町佐里1963 | |
| 〃 | 118,000 | H27.11.7 | 自由民主党北波多支部 | 佐賀県唐津市北波多大杉1037 | |
| 〃 | 123,000 | H27.11.7 | 自由民主党肥前町支部 | 佐賀県唐津市肥前町 | |
| 〃 | 169,000 | H27.11.7 | 自由民主党玄海町支部 | 佐賀県東松浦郡玄海町外津4956 | |
| 〃 | 110,000 | H27.11.7 | 自由民主党鎮西町支部 | 佐賀県唐津市鎮西町大字早田1915 | |
| 〃 | 113,000 | H27.11.7 | 自由民主党呼子町支部 | 佐賀県唐津市呼子町大字殿ノ浦1777-2 | |
| 〃 | 124,000 | H27.11.7 | 自由民主党有田町支部 | 佐賀県西松浦郡有田町戸杓丙595-1 | |
| 〃 | 107,000 | H27.11.7 | 自由民主党西有田町支部 | 佐賀県西松浦郡有田町上内野丙3430-1 | |
| この頁の小計 | 2,077,000 | | | | |
| 合計 | | | | | |

備考　当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、様式(その13)に掲げる支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

| 支出項目 | 金額 | 年月日 | 交付金の供与を受けた本部又は支部の名称 | 主たる事務所の所在地 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 交付金 | 105,000 | H27.11.7 | 自由民主党山内町支部 | 佐賀県武雄市山内町大字鳥海18433番地2 | |
| 〃 | 92,000 | H27.11.7 | 自由民主党北方町支部 | 佐賀県武雄市北方町大崎1706-2 | |
| 〃 | 98,000 | H27.11.7 | 自由民主党大町町支部 | 佐賀県杵島郡大町町大字福母5141-22 | |
| 〃 | 136,000 | H27.11.7 | 自由民主党江北町支部 | 佐賀県杵島郡江北町惣領分2603 | |
| 〃 | 192,000 | H27.11.7 | 自由民主党白石町支部 | 佐賀県杵島郡白石町大字築切2695-1 | |
| 〃 | 135,000 | H27.11.7 | 自由民主党太良町支部 | 佐賀県藤津郡太良町大字大浦丁1701 | |
| 〃 | 106,000 | H27.11.7 | 自由民主党塩田町支部 | 佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲3453 | |
| 〃 | 133,000 | H27.11.7 | 自由民主党嬉野町支部 | 佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内乙2142番地1 | |
| 〃 | 30,000 | H27.11.7 | 自由民主党佐賀県ときわ会支部 | 佐賀県佐賀市駅前中央1-11-20 | |
| 〃 | 70,000 | H27.11.7 | 自由民主党21世紀佐賀をつくる会 | 佐賀県佐賀市鬼丸町12-30 | |
| 〃 | 20,000 | H27.11.7 | 自由民主党佐賀県旅客船支部 | 佐賀県唐津市海岸通り7182-411 | |
| 〃 | 30,000 | H27.11.7 | 自由民主党佐賀県電気通信支部 | 佐賀県佐賀市木原1丁目7-22 | |
| 〃 | 30,000 | H27.11.7 | 自由民主党佐賀県エルピーガス支部 | 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目7番18号 | |
| 〃 | 20,000 | H27.11.7 | 自由民主党佐賀県石油販売業支部 | 佐賀県佐賀市川原町8-27 | |
| 〃 | 70,000 | H27.11.7 | 自由民主党佐賀県郵政政治連盟支部 | 佐賀県佐賀市高木瀬東二丁目2-17 | |
| この頁の小計 | 1,267,000 | | | | |
| 合計 | | | | | |

備考　当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、様式（その13）に掲げる支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

| 支出項目 | 金額 | 年月日 | 交付金の供与を受けた本部又は支部の名称 | 主たる事務所の所在地 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 交付金 | 80,000 | H27.11.7 | 自由民主党佐賀県歯科医師支部 | 佐賀県佐賀市西田代2-5-24 | |
| 〃 | 80,000 | H27.11.7 | 自由民主党佐賀県医療会支部 | 佐賀県佐賀市新中町2-15 | |
| 〃 | 80,000 | H27.11.7 | 自由民主党佐賀県薬剤師支部 | 佐賀県佐賀市本庄町大字本庄1269-1 | |
| 〃 | 70,000 | H27.11.7 | 自由民主党佐賀県建設支部 | 佐賀県佐賀市城内2-2-37 | |
| 〃 | 40,000 | H27.11.7 | 自由民主党佐賀県看護連盟支部 | 佐賀県佐賀市久保田町徳万1997-1 | |
| 〃 | 30,000 | H27.11.7 | 自由民主党佐賀県たばこ販売支部 | 佐賀県佐賀市駅前中央3-6-11 | |
| 〃 | 90,000 | H27.11.7 | 自由民主党佐賀県宅建支部 | 佐賀県佐賀市神野東4丁目1番10号 | |
| 〃 | 20,000 | H27.11.7 | 自由民主党佐賀県林材支部 | 佐賀県佐賀市本庄町大字本庄278-4 | |
| 〃 | 20,000 | H27.11.7 | 自由民主党佐賀県自治振興支部 | 佐賀県佐賀市鍋島4-5-6-802 | |
| 〃 | 50,000 | H27.11.7 | 自由民主党佐賀県同和会支部 | 佐賀県佐賀市天神二丁目2番28号 | |
| 〃 | 50,000 | H27.11.7 | 自由民主党佐賀県地域振興支部 | 佐賀県西松浦郡有田町本町丙972-15 | |
| 〃 | 50,000 | H27.11.7 | 自由民主党佐賀県環境保全支部 | 佐賀県佐賀市東与賀町大字飯盛2634-1 | |
| 〃 | 50,000 | H27.11.7 | 自由民主党佐賀県全管協ちんたい支部 | 佐賀県佐賀市天佑2-2-23 | |
| 〃 | 70,000 | H27.11.7 | 自由民主党佐賀県柔道整復師支部 | 佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原2092番地 | |
| 〃 | | | | | |
| この頁の小計 | 780,000 | | | | |
| 合計 | 14,619,000 | | | | |

備考　当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、様式(その13)に掲げる支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。

(その17)

# 資　産　等　の　状　況

1 資産等の総括表

| 資産等の有無 | | | |
|---|---|---|---|
| 資産等の項目別区分 | 有 | 無 | 備　考 |
| ア 土　　地 | □ | ☑ | |
| イ 建　　物 | □ | ☑ | |
| ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の貸借権 | □ | ☑ | |
| エ 取得の価格が１００万円を超える動産 | ☑ | □ | |
| オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。) | ☑ | □ | |
| カ 金銭信託 | □ | ☑ | |
| キ 有価証券 | □ | ☑ | |
| ク 出資による権利 | □ | ☑ | |
| ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金 | □ | ☑ | |
| コ 支払われた金額が１００万円を超える敷金 | □ | ☑ | |
| サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利 | □ | ☑ | |
| シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金 | □ | ☑ | |

(その18)

2 資産等の項目別内訳

| 資産等の内訳 | | 項目別区分 動産 | |
|---|---|---|---|
| 摘要 | 金額 | 年月日 | 備考 |
| 広報宣伝車 | 12,620,405 | H18.8.28 | 1台 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

2 資産等の項目別内訳

| 資産等の内訳 | | 項目別区分 預金 | |
|---|---|---|---|
| 摘要 | 金額 | 年月日 | 備考 |
| 広報車購入積立金 | 11,470,139 | | 定期預金 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

(その 20)

# 宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

① 領収書等の写し

2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 28 年 2 月 24 日

政治団体の名称　自由民主党佐賀県支部連合会

会計責任者の氏名　山本茂雄 ㊞

代表者の氏名　　㊞

（備考）

1　「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

2　解散の場合のみ「代表者の氏名」欄も、記入押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。